

平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果

平成29年 8 月17日

1. 調査の趣旨

私立幼稚園の新制度への円滑な移行等に資するよう、新制度への移行状況や各市区町村における1号認定子どもに係る施設型給付、一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等を把握する。

2. 主な調査項目

- (1) 新制度への移行状況について
- (2) 1号認定子どもに係る施設型給付について
 - ・市区町村による給付額の国基準との異同
 - ・都道府県補助の割合（1/2が標準）等
- (3) 新制度移行園に対する都道府県の独自補助について
- (4) 一時預かり事業（幼稚園型）について

3. 調査方法

- ・市区町村の取組状況を都道府県がとりまとめ、都道府県の取組状況とあわせて国に提出。
- ・調査対象 47都道府県及び全ての市区町村（1,732市区町村） ※東京都の離島等9市区町村を除く
- ・調査時点 平成29年4月1日

4. 調査スケジュール

- ・平成29年4月19日 都道府県担当部局宛に調査依頼を発出
- ・平成29年5月19日 都道府県から国への提出締切

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況（実績）

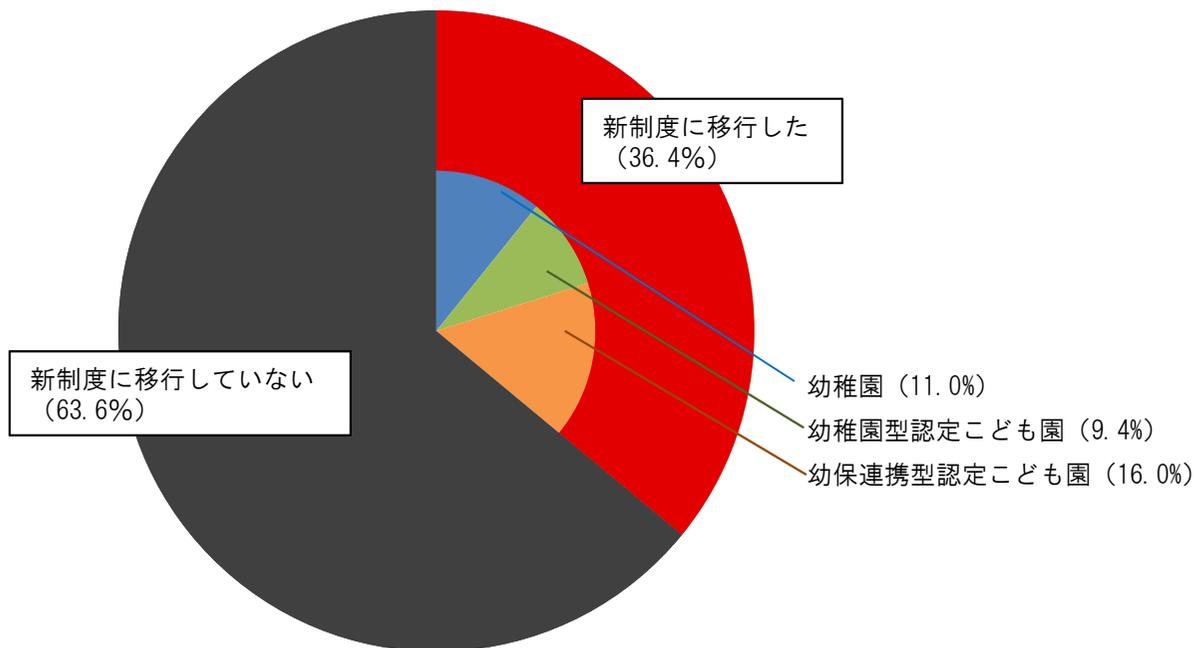
<母数：8,059園（廃園を除く全私立幼稚園）>

	平成27年4月1日現在		平成28年4月1日現在		平成29年4月1日現在	
新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 〈前年+503園〉	29.2% 〈前年+6%〉	2,932園 〈前年+545園〉	36.4% 〈前年+7.2%〉
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	760園	9.4%
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%

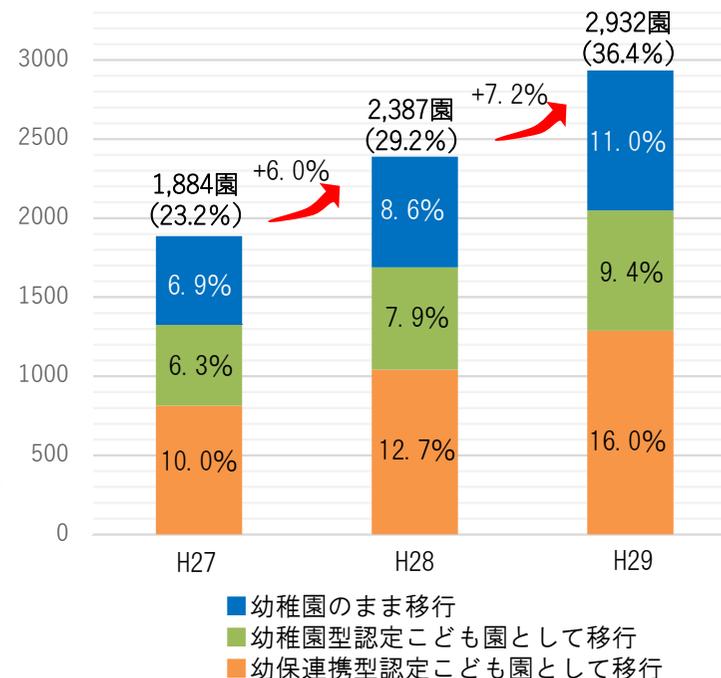
(注1) 上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園した園を除く。

(注2) 今後の移行予定については、別途「平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」にて調査（現在集計中）。

〈平成29年度の移行状況（累積）〉



〈移行状況の推移〉



(2) 1号認定子どもに係る施設型給付について

①市区町村の定める施設型給付（地方単独費用部分）の額

〈母数：1,732市区町村〉

国の定める基準と同額	890市区町村	51.4%
国の定める基準より高額	15市区町村	0.9%
国の定める基準より低額	20市区町村	1.1%
未設定	807市区町村	46.6%
1号認定こどもが存在しないため	133市区町村	7.7%
新制度に移行した幼稚園等が存在しないため	311市区町村	17.9%
国の定める額にしたがって運用しているため	317市区町村	18.3%
その他	46市区町村	2.7%

(注) 1号認定子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る従前の国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、全国統一費用部分（国：都道府県：市区町村＝2：1：1（義務的経費））と地方単独費用部分（都道府県：市町村＝1：1（裁量的経費））を組み合わせ一体的に支給。地方単独費用部分は、地域の実情等を踏まえて各市区町村が給付額を定めるものだが、国の定める基準に基づき設定いただくのが基本（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（平成26年4月10日付け事務連絡））。

(参考) 施設型給付の公表状況

〈母数：925市区町村（施設型給付の額を定めている市区町村）〉

公表している	287市区町村	31.0%
公表していない	638市区町村	69.0%

(注) 地方単独費用部分の額は、施設からの施設型給付の請求や利用者負担額の給付単価限度額の設定の基礎となるものであり、私立幼稚園の新制度への移行の検討・判断に当たっても重要であることから、広く一般への公表をお願いしている（「平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について」（平成28年8月5日付け事務連絡））。

②地方単独費用部分に対する都道府県の交付要綱等で定める補助割合

<母数：47都道府県>

1 / 2	29都道府県	61.7%
1 / 2 以内	18都道府県	38.3%

(参考) 補助割合を1 / 2以内としている理由 (複数回答可)

- 法令 (子ども・子育て支援法施行令) の記載に合わせたため (13都道府県)
- 予算の範囲内での支給であるため (10都道府県)
- 国の定める基準を超えない部分にのみ、1 / 2の割合で補助するため (2都道府県)

③地方単独費用部分に対する都道府県の補助実績

<母数：47都道府県>

1 / 2	41都道府県	87.2%
1 / 2 未満	6都道府県	12.8%

(参考) 補助実績が1 / 2未満である理由

- 市区町村からの交付申請額が過少であったため (5都道府県)
- 市区町村の定める額が国の定める基準を超えたため (1都道府県)

④地方単独費用部分に対する都道府県の補助方法

<母数：47都道府県>

補助金 (裁量的経費)	38都道府県	80.9%
負担金 (義務的経費)	9都道府県	19.1%

(参考) 負担金 (義務的経費) としている主な理由

- 給付額に不足が生じないように、単年度精算である補助金ではなく、負担金としている。
- 全国統一費用部分 (義務的経費) と一体として取り扱っているため。

(3) 新制度移行園に対する都道府県の独自補助について

<母数：47都道府県>

独自補助を実施している	5都道府県	10.6%
独自補助を実施していない	42都道府県	89.4%

(独自補助の具体例)

- ・ 従来から実施していた私学助成の上乗せ部分について、新制度に移行した幼稚園等にも引き続き補助（2都道府県）
- ・ 教育環境の整備充実の取組を推進するため、1号認定子ども1人当たり一定額を補助
- ・ 教育水準の維持向上を図るため、私立幼稚園を母体とする認定こども園を設置する学校法人に対して、運営する園の教職員加配に必要な経費について、私学助成水準の範囲内で補助
- ・ 運営全般に係る経費について、一定割合を上乗せして補助

(注) ここでの独自補助は、従前の私学助成の水準等を踏まえた円滑移行のための独自の補助（減収の補填や職員の加配等）を指す。国として、従前の私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により保障している水準よりも高い都道府県においては、新制度に移行する私立幼稚園に対しても、引き続き、地方自治体独自の助成を継続して実施するか否か等を検討いただくようお願いしている（「子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園（認定こども園含む）に対する財政支援について」（平成26年10月1日付け事務連絡））。

(4) 一時預かり事業等について

①一時預かり事業（幼稚園型）の実施市区町村

<母数：1,732市区町村>

実施している		849市区町村	49.0%
実施していない		883市区町村	51.0%
	1号認定こどもが存在しないため	237市区町村	13.7%
	事業者からの実施希望がなかったため	430市区町村	24.8%
	事業者からの実施希望はあったが、 配置基準等の要件を満たせなかったため	48市区町村	2.8%
	その他（該当施設が存在しない等）	168市区町村	9.7%

②一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育の実施園数

<母数：公立4,201園、私立（新制度移行園）2,932園、私立（未移行園）5,127園>

公立		一時預かり事業（幼稚園型）	1,873園（/4,201園）	44.6%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,968園（/2,932園）	67.1%
		私学助成による預かり保育	737園（/2,932園）	25.1%
	未移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	216園（/5,127園）	4.2%
		私学助成による預かり保育	3,464園（/5,127園）	67.6%

(注) 新制度移行園においては、原則として「一時預かり事業（幼稚園型）」に移行することとなっているが、経過措置として、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園については、引き続き、私学助成による預かり保育補助を受けることも可能としている。

(参考) 新制度に移行した幼稚園等で私学助成による預かり保育を実施している理由 (複数回答可)

<母数: 33都道府県 (新制度に移行した幼稚園等で私学助成の預かり保育を実施している都道府県)>

一時預かり事業 (幼稚園型) の実施要件である専任職員の配置が困難なため	24都道府県	72.7%
事務負担が増大するため	6都道府県	18.2%
園の事情によって、私学助成による預かり保育の方が収入が多くなる場合があるため	11都道府県	33.3%
市区町村が一時預かり事業を実施していないため	13都道府県	39.4%

(参考) 一時預かり事業 (幼稚園型) の対象を新制度移行園に限定している市区町村

<母数: 849市区町村 (一時預かり事業 (幼稚園型) を実施している市区町村)>

限定している	264市区町村	31.1%
限定していない	585市区町村	68.9%

③一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

<母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

国の示した額と同額	726市区町村	85.5%
国の示した額より高額	33市区町村	3.9%
国の示した額より低額	13市区町村	1.5%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	77市区町村	9.1%

（注）国の示した補助単価額（平日基本分）：園児1人当たり日額400円

④一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定主体

<母数：747市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施しており、管内に私立幼稚園等が存在する市区町村）>

市区町村が設定	96市区町村	12.9%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	45市区町村	6.0%
園が設定	606市区町村	81.1%

（注）一時預かり事業（幼稚園型）の利用料については、これまで預かり保育の利用料を各園が設定していたこと等を踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市区町村において検討していただくよう要請している（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について」（平成28年8月5日付け事務連絡））。

⑤一時預かり事業（幼稚園型）における担当職員の資格要件の緩和の実施・検討状況

（i）有資格者の割合の引下げ及び小学校教諭等の活用【平成28年度～】

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

既に実施している	252市区町村	29.7%
今年度中に実施予定	29市区町村	3.4%
実施について検討中	387市区町村	45.6%
実施する予定なし	181市区町村	21.3%

（ii）免許状更新講習を受講せず免許状が失効した者の活用【平成29年度～】

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

既に実施している	114市区町村	13.4%
今年度中に実施予定	74市区町村	8.7%
実施について検討中	453市区町村	53.4%
実施する予定なし	208市区町村	24.5%

（注）一時預かり事業（幼稚園型）については、従前、配置職員は有資格者（幼稚園普通免許状所有者・保育士）又は市区町村等が行う研修を修了した者（子育て支援員等）とし、そのうち有資格者割合を1／2以上とすることが定められていたが、人材確保が困難であることを踏まえ、「当分の間」の措置として、以下の要件緩和を行っている。

【平成28年度】

- ・有資格者（幼稚園教諭免許状保有者・保育士）の割合の引下げ（1／2以上→1／3以上）
- ・有資格者以外の職員として、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有している者及び養成課程を履修中の学生の配置を可能化

【平成29年度】

- ・有資格者以外の職員として、免許状更新講習を受講せず免許状が失効した者の配置を可能化

⑥長時間・長期休業中の預かりに対する補助の充実の実施・検討状況

(i) 長時間の預かりに対する補助の充実【平成28年度（一部自治体）又は平成29年度】

〈母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）〉

既に実施している	277市区町村	32.6%
今年度中に実施予定	92市区町村	10.8%
実施について検討中	340市区町村	40.1%
実施する予定なし	140市区町村	16.5%

(ii) 長期休業中の預かりに対する補助の充実【平成29年度～】

〈母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）〉

既に実施している	289市区町村	34.0%
今年度中に実施予定	116市区町村	13.7%
実施について検討中	332市区町村	39.1%
実施する予定なし	112市区町村	13.2%

(注) 一時預かり事業（幼稚園型）の補助については、国として、平成28年度から、待機児童の多い一部の自治体において長時間の預かりに対する単価の充実（一律100円⇒時間に応じた100円～300円）を行い、平成29年度からこれを全国適用するとともに、長期休業中の預かりに対する単価の充実（一律400円⇒8時間預かる場合は800円）を行っている。

⑦一時預かり事業を活用した非在籍園児の受入れ

<母数：公立4,201園、私立8,059園>

	私立	公立	合計
一時預かり事業（一般型）を実施している幼稚園等	769園	244園	1,013園
一時預かり事業（幼稚園型）において非在籍園児を受け入れている幼稚園等	347園	57園	404園
合計	1,116園（/8,059園）	301園（/4,201園）	1,417園（/12,260園）
全体に占める割合	13.8%	7.2%	11.6%

（注1）一時預かり事業（一般型）は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児について、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に一時的に預かる事業。

（注2）幼稚園等における非在籍園児の預かりは、一時預かり事業（一般型）による対応が基本となるが、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かる中で非在籍園児を少数預かる場合には、一時預かり事業（幼稚園型）による対応も可能としている。

⑧小規模保育事業等を私立幼稚園に併設して実施している園数 ： 158園

（注） 小規模保育事業等には、家庭的保育事業を含む。

（参考1）新制度への円滑な移行に向けたこれまでの主な取組

文部科学省においては、内閣府等と連携しつつ、移行を希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行うこととしており、園が有する懸案事項を踏まえ、これまで、以下の対応等を実施。

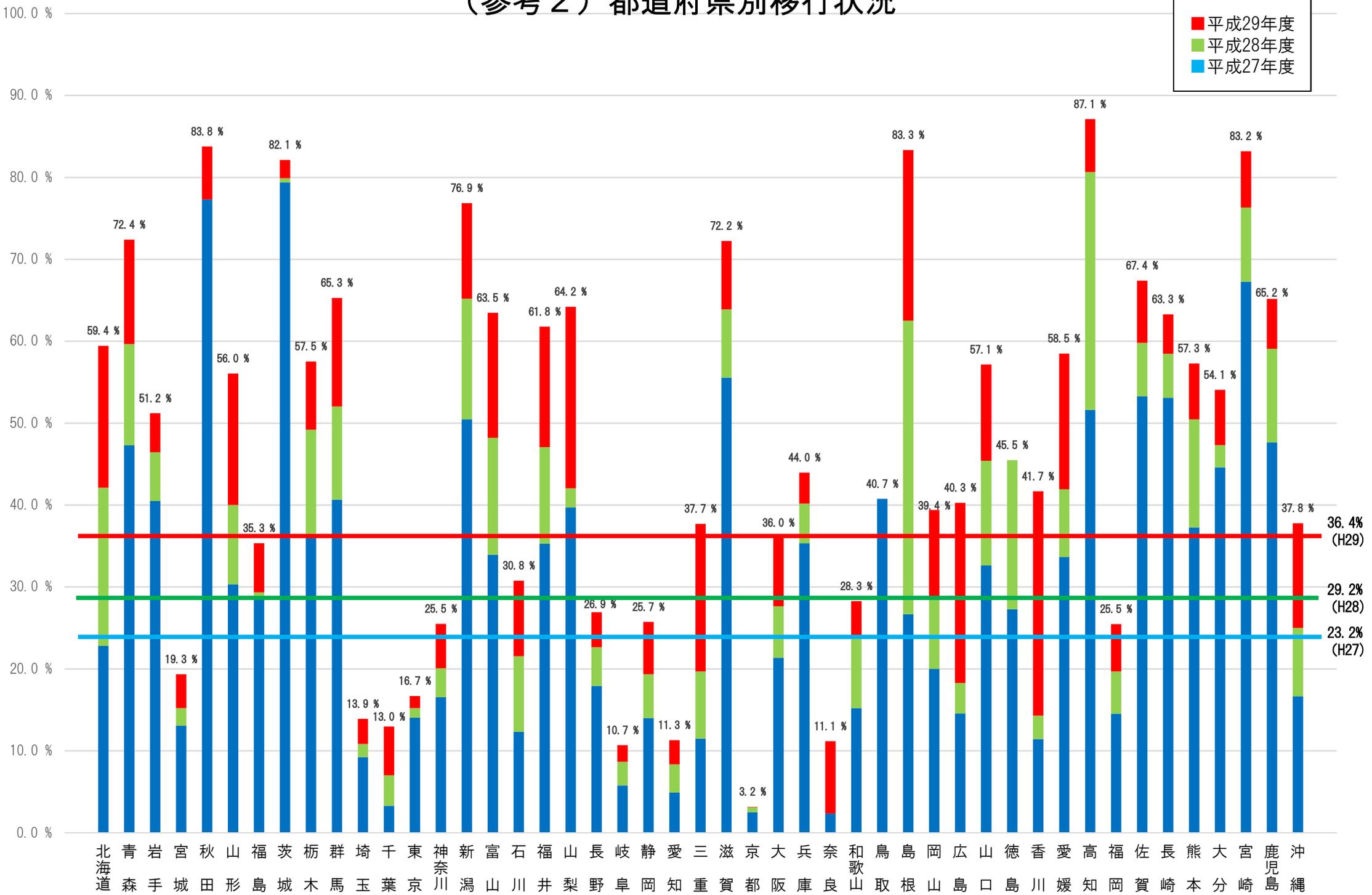
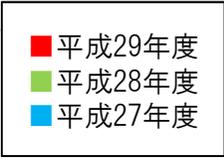
【平成28年度～】

- ・ 大規模園における加算の充実（チーム保育加配加算の上限緩和等）
- ・ 国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（幼稚園教諭：+1.9%）
- ・ 移行準備に係る事務経費の補助の創設
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型）の改善（長時間預かりの補助増、職員配置要件の緩和）
- ・ 公定価格の各種加算に係る統一申請様式の作成
- ・ 公定価格試算ソフトの改善（簡素化）

【平成29年度～】

- ・ 全職員に対する2%の処遇改善
- ・ 技能・経験を積んだ職員に対する追加的な処遇改善（月4万円・月5千円）
- ・ 国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（幼稚園教諭：+1.3%）
- ・ 一時預かり事業（幼稚園型）の改善（長期休業中の預かりの補助増、職員配置要件の緩和）

(参考2) 都道府県別移行状況



(参考3) 都道府県別移行状況 (バックデータ)

都道府県名	私立 幼稚園数 (H29)	H27.4.1現在		H28.4.1現在		H29.4.1現在		
		移行園 (園数)	移行率 (%)	移行園 (園数)	移行率 (%)	移行園 (園数)	移行率 (%)	
00	全国	8,059	1,884	23.2	2,387	29.2	2,932	36.4
01	北海道	461	103	22.3	195	42.7	274	59.4
02	青森	105	52	47.3	65	61.3	76	72.4
03	岩手	84	34	40.5	39	47.0	43	51.2
04	宮城	181	24	13.0	28	15.3	35	19.3
05	秋田	74	57	78.1	58	79.5	62	83.8
06	山形	91	27	30.3	36	40.0	51	56.0
07	福島	150	43	28.7	44	29.3	53	35.3
08	茨城	207	154	79.4	159	80.3	170	82.1
09	栃木	186	68	36.0	93	50.0	107	57.5
10	群馬	121	50	40.7	64	52.5	79	65.3
11	埼玉	547	52	9.2	61	10.9	76	13.9
12	千葉	432	14	3.3	30	7.0	56	13.0
13	東京	839	118	14.0	129	15.3	140	16.7
14	神奈川	663	110	16.5	134	20.2	169	25.5
15	新潟	108	56	50.5	73	66.4	83	76.9
16	富山	52	19	33.9	27	49.1	33	63.5
17	石川	65	8	12.3	14	21.5	20	30.8
18	福井	34	12	35.3	16	47.1	21	61.8
19	山梨	81	27	39.7	29	42.0	52	64.2
20	長野	104	19	17.9	24	22.6	28	26.9
21	岐阜	103	6	5.8	9	8.7	11	10.7
22	静岡	241	34	14.0	47	19.4	62	25.7
23	愛知	425	21	4.9	36	8.4	48	11.3
24	三重	61	7	11.5	12	19.7	23	37.7
25	滋賀	36	20	55.6	23	63.9	26	72.2
26	京都	158	4	2.5	5	3.2	5	3.2
27	大阪	425	92	21.3	120	27.8	153	36.0
28	兵庫	248	88	35.3	100	40.2	109	44.0
29	奈良	45	1	2.3	1	2.3	5	11.1
30	和歌山	46	5	10.9	11	23.9	13	28.3
31	鳥取	27	11	40.7	11	40.7	11	40.7
32	島根	12	4	26.7	10	62.5	10	83.3
33	岡山	33	7	20.0	10	29.4	13	39.4
34	広島	149	28	13.6	38	18.3	60	40.3
35	山口	140	46	32.6	64	45.7	80	57.1
36	徳島	11	3	27.3	8	57.1	5	45.5
37	香川	36	4	11.4	5	14.3	15	41.7
38	愛媛	106	33	33.7	44	41.9	62	58.5
39	高知	31	16	51.6	25	80.6	27	87.1
40	福岡	424	62	14.5	84	19.7	108	25.5
41	佐賀	92	49	53.3	55	60.4	62	67.4
42	長崎	128	69	53.1	76	59.8	81	63.3
43	熊本	110	41	37.3	55	50.5	63	57.3
44	大分	74	33	44.6	35	47.3	40	54.1
45	宮崎	113	76	67.3	87	77.0	94	83.2
46	鹿児島	155	71	47.7	88	59.1	101	65.2
47	沖縄	45	6	16.7	10	25.0	17	37.8

※新設や廃園に伴い母数となる各年度の私立幼稚園数が変動するため、移行園数の増減なく移行率が増減している場合等がある。